

評議員・役員等選任細則

第1条（評議員の選任）評議員は各支部において、支部の正会員より各支部が定める支部規定の人数に基づいて選任される。ただし、原則として初等中等教育関係者を加えるものとする。

2 理事は評議員を兼ねることができる。

第2条（理事の選任）各支部は1名の理事を正会員より推薦できる。会員が200名を超える支部においては、これに加え支部会員200名ごとに1名の理事を追加推薦することができる。

2 会長は「日本理科教育学会会長候補者への会員の意向調査」の結果を尊重し、選任される。

3 評議員会は、全国大会実行委員長及び次期全国大会実行委員長の候補者を理事として選任する。

4 会長は全国大会実行委員長及び次期全国大会実行委員長を副会長として指名し理事会に報告する。

5 常置委員会委員長は会長が指名し理事会に報告する。

6 幹事は会長が指名し理事会に報告する。

附 則 平成27年7月1日制定